

下水道使用の手続きについて

下水道を接続している家屋への転入・転出・転居される場合は、上水道（津軽広域水道企業団）の届け出のほか、下水道の届け出も必要になります。

届け出の際は、市役所下水道課へおいでになるか、電話にて手続きして下さるようお願いいたします。

・使用を開始するとき

使用者氏名、住所、電話番号、使用開始日をお伝えください。

料金のお支払いは納入通知書または口座振替となります。

・使用を止めるとき

使用者氏名、住所、お引越し先の住所・電話番号、使用休止日をお伝えください。また、引越し先がつかがる市内で下水道を接続している場合は、その旨をお伝えください。

※休止の連絡がない場合、基本料金がかかります。忘れずにご連絡ください。

・所有者や使用者が変更になったとき

売買や相続等で変更になる場合は速やかに届け出をお願いします。

・世帯員数に変更があったとき

水道水以外の水（井戸水等）を使用されている方は世帯員数の届け出をお願いします。

○下水道加入のお願い

下水道は家庭の生活雑排水、し尿などの汚水を処理し周辺の生活環境の改善、用排水路や河川の汚染を防ぐための施設です。供用開始された区域でまだ下水道に加入されていない方は、加入して下さるようお願いいたします。

【問い合わせ先】 下水道課 電話42-2111（内線371）

お支払いは口座振替が便利です。

口座振替を希望される方は、市内金融機関に申込用紙がございますので「納入通知書」「通帳」「通帳印」をお持ちになって手続きをお願いします。



下水道の事故が多発しています

トイレには、紙おむつ（成人用・子ども用）や生理用品はもちろんですが、フライヤーの油や一度に大量のトイレットペーパーも流してはいけません。下着類や子どものおもちゃなども絶対に流さないでください。

トイレに異物を流すことで下水道管が詰まり、屋外ではマンホールから排泄物を含んだ汚水があふれ出たり、家の中ではトイレや風呂、台所があふれて使えなくなるなど、付近の方々に大変な迷惑がかかっています。

2月にも市内において、3件の成人用おむつや子どものおもちゃによる事故が発生しています。

復旧には多額の費用（税金）がかかる場合もあります。

下水道は、市民の皆さまが快適に暮らしていくために整備されたものです。

ルールを守って正しく大切に使いましょう。

【問い合わせ先】 下水道課 電話42-2111（内線374）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第11回特別弔慰金）のご案内

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に対し第11回特別弔慰金が支給されます。

支給順位

1. 弔慰金の受給権者（第十回の弔慰金受給者など）
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
（戦没者等と生計関係を有していたか等の要件により順番が入れ替わります）
4. 上記1から4以外の三親等内の親族
（甥、姪など。ただし、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります）

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください）

留意事項 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任をもって行うこととなります。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111（内線245）

